







# 三川地区配水池清掃業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

本仕様書は水道配水池等の清掃及び清掃作業後の給水の適正を図るため委託作業に関する事項を示すもので清掃の一般的事項は清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号）によること。

## 第2章 委託の内容

1. 目的  
泥等混入物の除去による安全な水の供給を図るとともに配水池内部の状況確認による破損等の早期発見を目的とする。
2. 委託施設内容  
設計書のとおり

## 第3章 作業前

1. 作業の実施日については、該当地区の飲食店・理美容店等の営業日を考慮し営業に支障がないよう監督員と協議のうえ決定すること。
2. 断水実施箇所における作業日の変更については、作業日の2日前（土・日祝日を含まない）までに監督職員に報告すること。

## 第4章 作業時

1. 配水池等の鍵は、原則として当日監督職員より受領し、作業終了後返還すること。
2. 配水池等の清掃時において緊急な修繕を要する破損等を発見した場合は監督職員の立会を求めるものとし、軽微な破損等については、写真等により報告すること。

## 第5章 作業終了後

- ①配水池の清掃後  
配水管の末端等において給水等の復帰状況を確認し速やかに監督職員に報告すること。
- ②着水槽の清掃後  
配水池等への流入を確認し速やかに監督職員に報告すること。

以上

# 三川地区水道施設 位置図

